

記載要領

- 1 「申請者」の欄は、この申請書により経営状況分析を受けようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は建設業法施行規則第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権利を有することを証する書面を添付すること。
- 2 「申請年月日」の欄は、登録経営状況分析機関に申請書を提出する年月日を記入すること。
- 3 「申請時の許可番号」の欄の「国土交通大臣 及び「般 は、不要のものを消すこと。
知事」 特」
- 4 「申請時の許可番号」の欄の「大臣 コード」には、申請時に許可を受けている行政庁について別表(1)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
知事
「許可番号」及び「許可年月日」は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。
- 6 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の営業年度の終了の日（別表(2)の分類のいずれかに該当する場合で直前の営業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入すること。
- 7 「審査対象営業年度」の欄の「至平成 年 月 日」には審査基準日等を、「自平成 年 月 日」には審査基準日の1年前の日の翌日等を次の表の例により記入すること。
また、「処理の区分」の は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処 理 の 種 類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの営業年度について申請する場合 自平成15年4月1日～至平成16年3月31日
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成15年10月1日から平成16年3月31日までの営業年度について申請する場合 自平成15年4月1日～至平成16年3月31日
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の営業年度その他12か月に満たない期間で終了した営業年度について申請する場合 (例1) 有限会社から株式会社への組織変更に伴い平成15年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で平成16年3月31日に終了した営業年度について申請するとき 自平成15年4月1日～至平成16年3月31日 (例2) 申請に係る営業年度の直前の営業年度が平成15年3月31日に終了した場合で営業年度の変更により平成15年12月31日に終了した営業年度について申請するとき 自平成15年1月1日～至平成15年12月31日
03	営業を承継しない会社の設立後最初の営業年度について申請する場合 (例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で平成16年3月31日に終了した最初の営業年度について申請するとき 自平成15年10月1日～至平成16年3月31日
04	営業を承継しない会社の設立後最初の営業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の営業年度の終了の日（平成16年3月31日）より前の日（平成15年11月1日）に申請するとき 自平成15年10月1日～至平成15年10月1日

また、「処理の区分」の は、別表(2)の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

- 8 「審査対象営業年度の前審査対象営業年度」の欄は、「審査対象営業年度」の欄の「自平成 年 月 日」に記入した日の直前の審査対象営業年度の期間及び処理の区分を7と同様の方法により記入すること。
- 9 「審査対象営業年度の前々審査対象営業年度」の欄は、「審査対象営業年度の前審査対象営業年度」の欄の「自平成 年 月 日」に記入した日の直前の審査対象営業年度の期間及び処理の区分を7と同様の方法により記入すること。
- 10 「前回の申請の有無」の欄は、審査対象営業年度の直前の審査対象営業年度について経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関と同一の機関に申請する場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入すること。

- 11 「連結財務諸表の提出義務の有無」の欄の「提出義務」は、申請者が証券取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定に基づき、連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書をいう。以下同じ。）を内閣総理大臣に提出しなければならない者である場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入すること。「前回の申請時」については、「提出義務」の欄に「1」を記入した申請者について、審査対象営業年度の直前の審査対象営業年度について経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関と同一の機関に申請をする場合で前回の申請時において連結財務諸表を内閣総理大臣に提出しなければならない者であった時は「1」をそうでないときは「2」を記入すること。なお、「提出義務」の欄に「2」と記入した者は、記入を要しない。
- 12 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 13 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

種 類	略 称
株式会社	（株）
有限会社	（有）
合資会社	（資）
合名会社	（名）
協同組合	（同）
協業組合	（業）
企業組合	（企）

- 14 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで記入すること。
- 15 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を記入すること。
- 16 「主たる営業所の所在地」の欄は、「丁目」、「番」及び「号」については -（ハイフン）を用いて、記入すること。
- 17 「主たる営業所の電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ -（ハイフン）で区切り記入すること。
- 18 「当期減価償却実施額」の欄の「単独決算」は、審査対象営業年度に係る減価償却実施額（未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費等の合計額のうち審査対象営業年度に計上したものをいう。以下同じ。）を記入すること。「連結決算」は、審査対象営業年度に係る減価償却実施額に連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号以下「連結財務諸表規則」という。）第2条第3号の連結子会社をいう。）の審査対象営業年度に係る減価償却実施額を加えた額（未実現損益の消去に伴い修正した減価償却費の額を除く。）を記入すること。この場合において、連結財務諸表規則第15条の2の規定に基づき、事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する減価償却費の額を注記した者については、これらの減価償却費の合計額と一致することに留意すること。なお、「連結財務諸表の提出義務の有無」の欄の「提出義務」に「2」と記入した者は、記入を要しない。
- 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
- ただし、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第1条の2第1項に規定する大会社及び同条第3項第2号に規定するみなし大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、数字を記載するに当たっては、単位を千円とし、例えば1,234,000のように百万円未満の単位に「0」を記入すること。
- 19 「受取手形割引高」の欄の「単独決算」は、申請者の審査対象営業年度に係る受取手形割引高を記入すること。「連結決算」については、連結財務諸表規則第39条の3の規定に基づき注記された受取手形割引高の額を記入すること。ただし、同条の規定に基づき注記すべき金額がない者については、「0」を記入すること。なお、「連結財務諸表の提出義務の有無」の欄の「提出義務」に「2」と記載した者は、記入を要しない。
- 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
- ただし、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項に規定する大会社及び同条第3項第2号に規定するみなし大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、数字を記載するに当たっては、単位は千円とし、例えば1,234,000のように百万円未満の単位に「0」を記入すること。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に回答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。
- 21 「経営状況分析補足表」の提出について
当社に経営状況分析を申請される際は、必ず「経営状況分析申請補足表」をご提出ください。本表は、当社が経営状況分析に関する質問を行う場合などに必要となります。

別表(1)

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福島県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表(2)

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の営業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る営業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の営業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る営業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は営業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の営業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について営業を承継しない会社の設立後最初の営業年度の終了の日より前の日に申請する場合